

OTK つなぐ

寝屋川市民たすけあいの会 この 1 年間のあゆみ

2020 年度 事業報告・決算書

2021 年度 事業計画・予算書



特定非営利活動法人 寝屋川市民たすけあいの会

〒572-0061 寝屋川市長栄寺町 5-1

(代表) TEL: 072-826-4655

FAX: 072-838-8032

(相談支援センター) : 072-838-4040

E-mail: nc4@nifty.com

<http://www.neagawatasukeai.org>

はしがき

この一年間、ご支援・ご協力をいただきありがとうございました。

寝屋川市民たすけあいの会の 2020 年度の活動報告、および 2021 年度の事業計画書をお届けいたします。

当会は、住民による福祉のまちづくりを目指して、1978年5月に発足いたしました。以来、住民自らが運営するボランティア・ビューローを拠点に、寝屋川市におけるさまざまな福祉課題を中心とした問題に取り組んでいます。

当会の活動内容は、在宅療養者や障害児の家庭への「在宅サービス活動」を中心に、ボランティア活動とボランティアによる支援を求める人々をつなぐ「需給調整活動（ボランティア・コーディネート）」、地域の福祉施設への訪問活動などでした。このような活動を通して、「たすけあいのネットワーク」を広げてきました。そうして、40年が経過しました。

その間に寝屋川という地域の事情も大きく変化しました。社会全体としても大きな変化の直中にあります。その間、たすけあいの会に寄せられるさまざまな声も多種多様になってきました。

世紀をまたぐ頃より、これまでのボランティア活動以外のサービス事業に取り組みを始めた。そのために、2001年7月31日に特定非営利活動法人 寝屋川市民たすけあいの会地域ケアセンターを設立しました。

2002年度からは市からの委託事業、補助事業を受託することになり、地域生活支援センターを開設。2003年度からは、高齢・身体・知的・精神障害者、障害児を対象にした「ヘルパーステーション『ほっと』」と日中活動の場「ぼちぼちはうす」の運営を行っています。

事業の拡大とともに、従来のボランティア活動やボランティア活動の推進も進めようと、見直しも進めてきました。制度の改正もあり、大きな変更を強いられていますが、制度的な事業を行っていく一方で、制度ではカバーできない支援の拡大、特に、貧困な方への支援を行っていく必要性や、運動的に制度を超えて行っていく活動、事業の必要性を進めております。

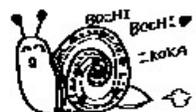
一方で、2018年9月4日の台風21号での大きな被災。当会の前の道路の拡幅による立ち退きとその対応により、これまで以上に厳しい状況におかれています。2021年2月からいよいよ解体工事がはじまり、活動当初から拠点になっていた建物も会発足総会を行った「ぼちぼちはうす」の建物も失うことになりました。

また、昨年からの新型コロナウイルスによる感染症の蔓延により、ボランティア活動、地域活動および支援活動に重大な支障をきたしております。

2021年度はそうしたことに対応していきつつ、次代につなぐ組織づくり、活動づくり、事業づくりを行っていくことになりました。

日頃、ご支援・ご協力をいただいている方々への報告をかね、今年度もいっそう、当会の事業にご理解とご協力を賜りたいと願っております。

よろしく願い申し上げます。



寝屋川市民たすけあいの会

2020年度事業内容報告

寝屋川市民たすけあいの会は、1978年5月に設立以来、市民の手により主体的につくられた寝屋川ボランティア・ビューローを拠点として、様々な地域活動を行ってきた。

〈全体的概要〉

2020年度も前年に引き続き、2018年9月4日の台風21号の被災と平行して当会の前の大利対馬江線の拡幅工事についての対応に苦慮した一年だった。まさに会の存続を問われ続けている。ようやく資金の問題が大きく残りつつも、今後を見据えた方針が見えてきた。そんなときに、さらに昨年度末からのコロナ禍により地域の中で人と人とのつながりを作っていくことをミッションにしている私たちの存在そのものを危うくする事態が起こってきている。

1. 運動的、開拓的事業活動の必要性の高まりに対応した取組みを行っていくために単独団体での事業ではなくつながりとネットワークづくりと協働事業にたすけあいの会のミッションに基づき、制度があるから行うではなく、お金があるから行うではなく、地域全体をきちんととらえ、社会情勢も鑑みながら、きちんと運動的、開拓的な事業活動に取り組んでいく。そのための組織の再構築をきちんと行っていくことを目的に、一歩突っ込んだ形でのつながりとネットワークづくりと協働事業を行った。ボランティアの受け入れも含めて、いろいろな形の流れが活性化した年であった。2018年の被災にひるむことなく、それを逆手にとるように古いネットワーク、新しいネットワークを積極的に構築した。狭い意味の障害者福祉ではなく、もっと広い分野へのネットワークを進めていくことを目標に事業連携できる部分について、協力を推し進めている。

2. 福祉事業は事業縮小、開拓的事业に特化

制度の見直しと寝屋川市の市政の変更によりさまざまな影響がある中、都度都度の対応を行ってはいる。一昨年度に引き続き、建て替えとともに、次期への対応のため、事業の整理を推し進めている。いろいろな話あいとともに、やはり当会の思い通りにはいかず、ぼちぼちはうすとビューローはいったん解体されることになり、「すだち」への事業の引っ越しと縮小によって対応している。また、昨年度ははじめた新しい取り組みはコロナ禍にて中止せざるを得なくなっている。

3. 対馬江大利線の拡幅工事にかかる立ち退きの対応について

大家さんが今年度中の解決を強く希望されたため、上半期に市との立ち退き条件の同意を行った。また、大家さんは解体した残りの建物を当会に譲渡していただいた上で、この土地（残地）の契約を当会に移していただくことになった。

地主さんとも協議をさせていただき、事業用定期借地権契約を2021年4月1日～締結することになった。

以下は「たすけあいの会」が2020年度に行った事業の内容である。

1. 事業活動

【1】地域活動／高齢者・障害者・子どもの生活を支援する事業

A ボランティア活動

(1) 交流活動・サロン活動・つどい活動

① たすけあいサロン(ミニデイサービス)

たすけあいの会では2000年度6月より、月に1度(第1土曜日)にめぐみデイサービスセンターをお借りして、ミニデイサービス(たすけあいサロン)を開催しはじめた。2001年度8月より場所を「ぼちぼちはうす」に変更し、続けている。毎回6～11名程度の比較的年齢の高い方、中途障害、難病の方が集まっておしゃべりに花をさかせている。

2020年はコロナ禍で中止

② 寝屋川さくらんぼの会ミニデイサービス

1998年に寝屋川市で開催した失語症ライブの同窓会を元に、言語障害、失語症を持つ人たちの会「寝屋川さくらんぼの会」が結成された。2001年11月からは、めぐみデイサービスセンターにて言語聴覚士の方の協力を得、月に1度(第3土曜日)にミニデイサービスを行っている。現在は、場所を保健福祉センターに変え、言語聴覚士の専門学校生(大阪医専)、大阪人間科学大学の学生ボランティアの協力を得ながら活動を行っている。現在の登録メンバーは4名(2月で1名減)。

2020年はコロナ禍で中止

(3) 福祉施設などへの訪問ボランティア活動

① 特別養護老人ホーム寝屋川十字の園

1978年より毎月1回(第3火曜日)、市内の特別養護老人ホームを訪問し、清掃、縫製、お年寄りの話し相手・代筆等の活動を行っている。参加ボランティア3～6名。活動内容は古着の裁断やガーゼ折りなど。

4月から10月まではコロナ禍で活動中止

	日時	活動内容	参加数
1	11/17 10時～12時	足拭きマット・アームカバー・トイレマット作成、ガーゼカット	3名
2	12/15 10時～12時	玄関マット・アームカバー作成、トイレマット	5名

		修理	
3	1/19 10時～12時	玄関マット作成・タオル裁断、カーテンのひもの修理	5名
4	2/17 10時～12時	トイレマット・雑巾作成・上履き修理	5名
5	3/16 10時～13時10	足拭きマット・アームカバー製作、タオル裁断	4名

②神経系難病者交流会「ひまわり会」への協力

もともと月に1回開かれる大阪府寝屋川保健所主催で開かれていた「ひまわり会」。2013年度から、保健所事業ではなく、自主的な事業となっている。その「ひまわり会」に、引き続きボランティアとしてお手伝いさせていただいている。

(4)子どもの遊びの活動

①そんどみ(SOL DE DOMINGO)の開催

障害のある子もない子も、地域の小学生とボランティアと一緒に遊ぶ活動。2020年度の登録メンバーは2名。毎月第1日曜日に「すだち」を拠点に活動を行っている。特別プログラムとして、遠足やお泊りプログラム、また夜ご飯をいっしょに作って食べるという「ロングバージョン」も実施した。毎回、学生や社会人がボランティアとして参加している。

2020年コロナ禍で中止

5) 社会的ひきこもり社会参加支援&ひきこもりつなぎ相談活動

I ひきこもり相談について

関係機関職員向けの電話、メールによる相談を平成 28 年 4 月に開始し、関係機関への挨拶、会議の場の利用、地域包括支援センターを回るなどして周知を行った。市民からの相談は直接は受けず、相談・支援者に伴走し、つなぐというスタイルの相談を基本とした。

II ひきこもり相談の実態

1 相談数

新規相談事例（12 人）（1 人は再）（以下数字は全て実人数）

性別 男性 5、女性 7

年齢 10 代 1、20 代 1、30 代 4、40 代 2、50 代 4、60 代 0

相談元機関 地域包括支援 C 3、相談支援事業所 1、社協生活支援課 4
クリニック 2、障害福祉課 1、一般病院 1

継続相談事例（10 人）（以下数字は全て実人数）

性別 男性 9、女性 1

年齢 10 代 0、20 代（男 3）、30 代（男 1、女 1）、40 代（男 1）、
50 代（男 3）、60 代（男 1）

相談元機関 相談支援事業所 2、保健所 2、市障害福祉課 1、社協 1、
定時制高校 1

2 ひきこもりの背景にある問題

背景にある問題（把握できた場合のみカウント）	男	女	計
発達障害か精神障害か軽度知的障害を有する	12	6	18
若年からの、あるいは3年以上に渡るひきこもり	8	2	10
10代半ばに既に躰きあり	8	3	11
家族なし、あるいは家族も問題を抱えているか、孤立している	12	4	16
職歴（アルバイト含む）なし	4	2	6
生活困窮あり（生活保護受給中の男性6女性3含む）	11	3	14
こうなればという欲なし	4	0	7

上記の問題 6 個以上あり 男 1、女 1

5 個 男 2、女 0

4 個 男 4、女 1

3 相談・支援内容

相談があり連携継続対応 8

（市障害福祉課 2、地域包括 1、社協生活支援 2、社協 CSW 1、
クリニック 2）

相談があり、他機関につなぎ、その後も含め連携継続対応 5
(相談元 社協生活支援 2、地域包括支援 C 1、相談支援事業所 1)
障害福祉課 1)
(つなぎ先 就労協力事業主 2、保健所 1、クリニック 2)

相談があり、単独支援したのち他機関につなぎその後も連携継続対応 3
(相談元 高校 1、自立訓練事業所 1、保健所 1)
(つなぎ先 クリニック+相談支援事業所 1、地域包括支援 C+就労
継続事業所 1、社協生活支援+協力事業所 1)

単独継続対応 1
方向性整理のみ 5

Ⅲ 自立支援協議会「ひきこもり支援サブワーキング」との連動

寝屋川市域では平成26年度より自立支援協議会として「大人の発達障害・ひきこもり検討会議(27年度よりサブワーキング)」を実施しており、相談・支援を行う中で見えた課題を、その会議で発信した。

「ひきこもり支援サブワーキング」主催で、「ひきこもり支援について考えるセミナー」を開催し、関係機関職員や民生委員など44名の参加があり、6グループに分かれて各々の立場でできることについて活発な意見交換を行った。

Ⅳ 寝屋川市社会福祉協議会「菜園プロジェクト」への協力

寝屋川市社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業の一環として2017年度より実施している「菜園プロジェクト」に対して、「すだち」のキッチンを提供し、収穫した野菜をひきこもりがちなメンバー同士が交流しながら調理、食事するイベントを、昨年度に引き続き計画したが、コロナ禍のため実施できず。

Ⅴ 事例への支援を通して見えてきたこと

- ・新規の相談は、上半期はコロナ禍の影響と考えられるが、ストップしていた。下半期は、地域包括支援センターと社協生活支援課から多くの相談が寄せられた
- ・新規相談の年齢は10代から50代まで様々であった。
- ・単一の機関だけの対応では困難な事例の相談があがるという性質上当然とも言えるが、背景として問題を複合的に抱えている事例がほとんどであった。
- ・事例への支援を通して、以下のことが明らかになった。

◎ 実際に働く経験をしてみることの大切さ

○現実的に動けるようになる

Aさん

30代男性、単身、家賃と食費を親からの援助してもらい、家事はきっちりして生活。無職歴7年。10代よりひきこもり傾向。

保健所が母からの相談で関わり、1年間共に本人に面接した後、保健所担当者の異動もあり、単独支援して5年近く。

世間話はよくするが、社会との接点は持とうとせず、その話題から逃げていたが、昨夏にようやく社協生活支援課に相談に行けるようになる。

その直後に協力事業主よりパソコンができる人を求めていると連絡が入り、プキなこと目覚め、将来を見据えて職業訓練校入校を決め、自力で準備。

○実際の力がどの程度あり、何が課題なのかが見える

Bさん

40代男性、父は離別し、統合失調症の母、妹と3人暮らし。高卒後就職するも長続きせず、一人暮らしも破綻し、1年前より母妹宅に居候。母妹の相談担当者より依頼があり関わる。

就労意欲は高く、職歴もあったことから、社協就労準備支援担当者に依頼し、協力事業所でも低額報酬付きの就労体験開始(コロナ禍でGWなどが休止していたこともあり)。

しかし、その中で仕事をする力は非常に低いことが判明し、また妹の病状に振り回される面もあったため、一人暮らしして生活保護受給の方向に支援切り替え。住居確保支援を行い、精神科通院し、デイケア利用。

◎地域包括支援センターとの連携モデル事業作りが必要

Cさん

30代女性(事例提出された中の1人)、父はかなり以前に死亡し、高齢の母と2人暮らし。9歳頃より不登校がちながら、大学に進学するも中退。職歴無く、母の年金で生活。別居の精神科入院歴のある妹がキーパーソン。水道壊れ、猫屋敷。

包括支援Cから相談が入る一方で、妹が保健所に相談していることも判明。母、妹、支援者全員でケア会議を持つ。本人はコロナを恐れ、他者の訪問を受け入れないとのことで、当面は、包括Cから母に積極的に働きかけ、本人の様子を確認し、妹より必要な時に相談の連絡をしてもらうこととする。

約20日後に妹より電話が入り、猫が死亡し、本人ははく製にして残すと聞かないがどうしたらいいかとのこと。死を受け入れる辛さを聞き取りながら、現実の経済的な面で話し合うよりないと伝える。

妹は精神科通院中で、その後関わると自分の身が持たないと言うようになるが、母のことは気にしている。地域包括支援センターより母への安定した支援を導入するためには世帯としてのサポートが必要で、本人にも専門機関から出会っていくアプローチが不可欠であることを説明してもらい、同行訪問のトライを続けている。

◎ つながるチャンスがどこかで来ることを想定し、少しでも関連のある機関同士が情報共有し合っておくことの大切さ

Dさん

30代前半の男性、高卒後ほとんど就労経験なし。知的障害の姉と2暮らし(母寝たきりで入所中⇒死亡)。

妹の通所先スタッフより相談があり、姉の障害年金診断書作成に関りのあったクリニック、社協CSWと共に支援者会議を持つ。今すぐにはできないことはないが、必要な時が来たらずぐに応援できるよう、情報共有は続けることとする。

その後母が死亡したため、まず姉はグループホームに入居し、生活保護受給する方針を立て、社協生活支援課が中心となり支援。その中で姉の買い物依存傾向も判明。

姉グループホームに入居し、引っ越し支援を行い、姉も不要な持ち物を敢えてごみとして、連絡先と共においてきたところ、本人より何とかしてほしいと連絡が入り、支援計画中。

VI 今後に向けた課題

- ・就労に結び付けることは難しく、しかも生きづらさを障害と捉えることも不適當と考えられる事例をサポートできる仕組みがほぼ無い。
- ・10代半ばに躓きがあった事例が多く、ひきこもりの長期化防止の視点からも、しっかりした対応が求められる。しかし、その年代は支援者になってくれる立場の人が少なく、めざしている「連携対応」がどのようにできるかが見えにくい。
- ・障害があり、通院以外は社会とのつながりがない人について、ひきこもりという視点から相談があがり、連携対応する事例が増えている。
- ・本人だけではなく一家の孤立防止を地域の課題として考えていくことが大切。
- ・同様の課題を持つ人同士が無理なく交流する機会作りの検討が必要。

B 障害者総合支援法に基づく事業

(1) 社会参加活動センター「ぼちぼちはうす」

障害のある方の豊かな日中活動を行っていただく場として、「ぼちぼちはうす」を2000年10月より開設した。2003年度からは、寝屋川市の基準該当の身体障害者デイサービスとして知的障害の方の相互利用を含めて、運用することになった。

その後、2006年度、障害者自立支援法により存続の危機に直面。2006年3月19日の毎日放送「映像06」でぼちぼちはうすが取材・放送された。放送後、117人の方から288万2100円の寄付をいただき、ぼちぼちはうすの横を新たに借りあげ改装し、「ぼちぼちはうす新館」を開設。障害者自立支援法制度施行後は、2006年度上半期は「障害者デイサービス」として、下半期は「経過的デイサービス」と「重度障害者等包括支援事業の一部」として運営をした。

2007年度より、市の委託事業として旧障害者デイサービスの移行種別である「地域活動支援センターⅡ型(定員15名)」と「重度障害者等包括支援事業の一部」として運営している。

開始時間は9:30~16:30である。重度障害者等包括支援事業の対象の方が6名。地域活動支援センターⅡ型の登録の方が30名となっている。もともと利用されていた重症心身障害の方、全身性障害の方、知的障害の方に加えて、高次脳機能障害や精神障害、発達障害の方が増えている。

理学療法士による、機能訓練活動を行っている。

見学・来訪者はのべ309名、ボランティアはのべ31名であった。

【各ユニット】

① 「ゆと・りろ」

精神に障害のある方の日中活動の場として、食事作りや、仲間と集う活動を中心としたプログラム。食事作りでは、メンバー間で献立を考え、買い出しをし、調理等も役割分担している。仲間やボランティアも交えた空間で共に過ごし、一人一人が役割と、自分らしいスタイルが持てる場を目的としている。20年度の登録者数10名。

2020年度はプログラムでの、のべ利用者は1018人(メンバーのべ1011人。ボランティア・見学者はのべ7人)だった。

<プログラム内容>

ランチ王：献立から買い出し、調理。作ったご飯を食べるプログラム。キャッチコピーは、「一人ひとりがオーナー兼シェフ」。

クック★らん：「まずは一歩」をテーマに、「ランチ王」のような買い物や献立を考えることなく(メニューは「麺」限定)簡単で分かりやすい調理プログラム。

ヨガロマ：女性限定のプログラム。アロマ体験や、ヨガ等のストレッチを行います。

モクジョ会：女性限定のプログラム。簡単なお菓子作りやスクラップブックなど、女子会ならではの取り組みを楽しみます。

情報PPP：パソコンについてみんなで勉強する場。ブログを使って情報発信もしています。「ゆと・りろブログ」 <http://utoriro.cocolog-nifty.com/>

あまみ党の会：簡単ヘルシーなお菓子作りをします。

ある日曜日の昼下がり：12時カフェロビーがopen。珈琲をのみながらゆっくりと過ごし、13時半から映画鑑賞会。映像を楽しみ観終わった後は参加者で感想を語りあいます。

<週間プログラム>

開催曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 (月2回)	日曜日 (月1最終週)
AM	ランチ王	クック★らん		ランチ王	ランチ王	ランチ王	ある日曜日の 昼下がり
PM	情報 PPP	徒徒の会		ヨガロマ モクジョ会	あまみ党 の会	カフェ	

②つながりクラブ

2018年4月より開始したプログラム。「クック★らん」を見学、あるいは利用してみたものの、料理という内容に興味を持たない等で中断、あるいは利用に至らなかった人を対象とした、気軽にしゃべるプログラム。

2020年度の実登録者は2人で、参加延べ人数は11人(18回開催)。

③パラデロ

高次脳機能障害の方を主に対象としたプログラム。リハビリ的な要素を取り入れ、紙すきや古切手を使った画づくり、園芸などの作業、あとは個別プログラムとして、音楽プログラムやパソコンなどをおこなっている。

また、メンバーが増えたこともあり、作業療法的な要素を取り入れたプログラムや体操など、ことばの訓練的なものなどを取り入れていれ、さらに発達障害者の方に取り入れられている構造化の方法を一部応用し、「ワークシステム」、「見える化」、「スケジュール化」などを行いプログラムを一新して、高次脳機能障害リハビリテーションプログラムの開発に取り

組んでいる。大阪府立障害者自立センターからの退所支援からの利用というパターンが多いが、若年層の他資源がないため、利用者が増えている。

③ ラルゴ

2019年度からの新しい取り組み(パイロット事業)。三家クリニックとの協働事業。三家クリニックのデイケアや訪問看護を利用されている方の次のステップにむけてのハーフウェイな場としての位置づけ。少人数で軽作業を行いつつ、しっかり相談をチームで担い、次につなげていくという事業を行ってきたがコロナ禍で中止した。

(2)ヘルパーステーション「ほっと」

①障害者居宅介護事業

2002年度より、精神障害者の居宅介護等事業をはじめた。2003年度より、身体障害、知的障害児者の制度が支援費制度になり、身体障害、知的障害児者のホームヘルプ(身体介護・家事援助)の事業も開始した。

2006年度は、障害者自立支援法による改正があり、現在は、居宅介護(身体、知的、精神、障害児)、重度訪問介護(全身性障害)、行動援護(知的、精神)、重度障害者等包括支援事業と、市の委託により移動支援事業を行っている。

当会では同行援護は実施していない。また、現在、新規の受け入れはしていない。

2016年12月15日、府の実地指導があった(障害者自立支援法からはじめて)。

現在は今後のことを踏まえ、実質的な移動支援事業の休止(一部除く)と重度包括をのぞく事業の縮小に踏み切っている。

2019年春の事業所更新にて、居宅介護を更新せず廃止(重度訪問介護のみの事業所になった)

利用者数は2020年度末で

2020年度在宅サービス実績(左段/右段は2019年度)

	利用者数
重度訪問介護	3人(3人)
行動援護	5人(5人)
移動支援	6人(6人)
重度障害者等包括支援事業	6人(6人)

※法人事業の「ヘルパーステーションほっと」と「ぼちぼちはうす」の苦情解決第三者委員については、追手門学院大学教員の古川隆司さんをお願いしている。

D 移送サービス事業

1997年、市内の住民参加型在宅福祉サービスを手がけていた団体が解散することになり、その団体が日本財団から、もらいうけていたリフト付きの軽ワゴン車を譲渡されることになった。以前より、病院などへの車での移送、送迎は在宅ケースとして対応していたが、車の譲渡を機に、リフト付き軽ワゴンの貸出およびこの車を利用した移送ボランティアによる移送を行っていた。

現在は、国のNPO等による移送サービスの制度化が進んだことともない、2005年度、半ばに運営協議会の結成後、NPO法人有償移送(いわゆる道路交通法80条適用移送)の申請を行った。しかしながら、積極的に事業を行う姿勢はとっていない。

情報などの収集のために関西STSに参加している。

関西STSの活動は、現在移送サービスの運転者の養成事業にも取り組み、また、災害時における障がい者、移動制約者への移動送迎支援活動基金設立など、活動を広げている。

E. くらし支援事業

2010年度、市からの居住サポート立ち上げ支援事業と社会福祉振興助成事業、そして、重度障害者等包括支援事業を活用し、「障害のある方の暮らしを支える」取り組みをはじめた。

2012年度より取り組みを整理し、「すだち」を仮の「(仮称)サポートセンター」として位置づけ、地域の中で暮らしていかれる生活のサポートを行う取り組みを考え、実践をはじめた。

2012年度より、1カ所、「シェアハウス」=2人暮らし用のマンションを当会で賃貸し、契約し、住んでいただくことをはじめた。

また、障害者総合支援法の地域定着支援という地域で生活を行うことの支援ができる制度ができたこともあり、相談支援センターとしてもひとり暮らし支援やシェアハウスの支援を行っている。かぎのあずかりや金銭管理サポート、緊急支援なども行っている。

【2】コーディネーター事業・相談活動・ボランティア支援・当事者支援活動

A 障害者総合支援法に基づく相談活動

(1) 寝屋川市基幹相談支援センター機能強化事業の受託運営

2002年度より、寝屋川市より市町村障害者生活支援事業の委託を受け、寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センターを運営している。制度の改正に伴い、大阪府の指定相談支援事業所となり、また、寝屋川市の委託相談支援事業所になり、2013年度から委託事業の委託内容と事業内容もかわり、委託+基幹相談支援センター機能強化事業という形になった。2020年度より、委託事業が一本化され、基幹相談支援センター機能強化事業になった。

当センターにもちこまれる相談はとにかく、多問題、支援困難ケースが関係機関から持ち込まれることが多く、訪問対応をすることが多い。

今年度は、コロナ罹患者の多問題家族への支援がおこり、相談が激増した。

総合相談件数 8890件

難病者ピアカウンセリング ……毎日+出張相談日 第3水曜日

視覚障害者ピアカウンセリング……毎月第4土曜日

市から依頼され、

聴覚障害者ピアカウンセリング……聴覚言語部会の取り組みに補助している

虐待防止協議会、差別解消協議会に委員として参加

(2) 運営

・自立支援協議会の運営への協力部分

相談支援機能強化事業の委託を受け、主に、ネットワーク推進員として、寝屋川市障害者地域自立支援協議会の運営に参画している。

寝屋川市自立支援協議会（第五期）【自立支援協議会の各会議の概要】

【全体会】

- ・部会を通じた課題の集約と計画への反映・評価や改善に関する協議
- ・課題の解決に向けた協議
- ・委託相談支援の評価



【部会】	相談支援・権利擁護部会	障害児部会	就労支援部会	精神障害者部会	地域活動支援部会
ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 相談支援ネットワーク会議 ・相談支援機関・事業所の情報や課題の共有 ・各部会の取り組みからの情報や課題の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障害児部会ワーキング会議 ・療育・学齢期の支援の推進のための協議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 就業・生活支援実務担当者会議 ・就労支援の推進のための協議 ・就労のきっかけづくりに関する協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 精神障害者部会ワーキング会議 ・地域生活支援の推進のための協議 ・啓発等に関する協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域活動支援部会ワーキング会議 ・ピアカウンセリングやピア活動の推進のための協議 ・講演会・タウンミーティングの企画・運営
サブワーキング [各部会の必要に応じて任意で設置]	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 基幹相談・拠点推進会議 ・基幹相談支援センター・地域生活支援（拠点）システムの運営・推進に関する協議 ◎ ひきこもり支援サブワーキング ・支援をすすめるための事例検討や事業の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ サポート手帳活用委員会 ・サポート手帳の運用のための協議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 精神障害者就労サポーター連絡会 ・支援のレベルアップのための情報交換や学習 ◎ 市内実習検討会 ・市内実習の実施と就労移行支援事業の推進に関する協議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域移行・定着サブワーキング（A・B・C） ・入院中の人の地域移行の推進のための協議 ◎ 理解促進・啓発サブワーキング ・研修の企画・運営 	
専門会議 [各部会の必要]	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域生活支援調整会議【部会会議】 ・大人の発達障 	<ul style="list-style-type: none"> □ 医療的ケア児支援検討会【専門会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 就労支援関係者会議【部会会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 精神障害者部会会議【長会議】 ・地域移行を 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 当事者タウンミーティング【専門会

に 意 で 設 置]	害、難病等を含む、地域生活におけるさまざまな課題に対応した相談や支援に関する協議	【協議】 ・ 支援の推進のための情報交換と協議	【協議】 ・ 就労支援のネットワークづくりと課題の共有	含む支援のネットワークづくりと課題の共有	【協議】 ・ 当事者の意見表明と自由な討議
----------------------------	--	----------------------------	--------------------------------	----------------------	--------------------------



<p>【事務局会議】</p> <p>・ 全体会・各部会の運営や、計画との連携等に関する協議</p>

・障害者虐待防止センターへの協力

市からの委託をうけ、障害者虐待防止センターのコアメンバーとして、スタッフを一人派遣している。また、それにともない、コアメンバーとして24時間の連絡体制をとっている。また、今年度から家庭訪問等事業も加えて受託している。

(3)障害者総合支援法にかかる障害支援区分審査会への審査員としての派遣

障害者総合支援法の介護給付のサービスを受けるにあたり、認定審査を受ける必要がある。二次審査として審査会が設置され、その審査員としてスタッフを派遣している。

(4)サービス利用計画策定事業

特定相談支援の事業所としては縮小をしている。他の当法人の支援を利用している方とひとりぐらしの方などを中心に、25 ケースを行っている。
相談事業ネットワーク会議に参加している

(5)居住サポート事業

2011年度、障害があるため一般の住宅への入居やそれに伴う手続き、住宅探しなどに支援が必要な方への支援を行う事業の受託運営を行った。2012年度からは、相談支援事業の中で行うことになり、家探し引っ越しのサポートなどを行っている。

また、2011年度の社会福祉振興助成金によって行った研究事業により、ホームレス状態から家を確保したとき、家族から分離独立したとき、また施設からひとり暮らしになったときなどに、家財道具が一式なく、何もない中で生活をはじめなければならないということが起こることがわかってきていて、会員のみなさんや関係者から寄贈いただいた家財道具(冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電気ポットなど)をストックし、必要に応じて、差し上げたり、一時的に貸し出したりをしている。また、生活保護を受ける前の敷金の一時的な立て替えも行っている。

こういった取り組みを行っている中で、2013年度よりさらに貧困であったり、ひきこもり状態で食料を手に入れる術のない方の支援を行うなど、貧困化の課題に直面し、その支援を行っている。

ときには、レオパレスを一時的に当会で借り上げ、地域定着支援を活用して、家がなくなった方の一時的な緊急避難支援を行ったり、当会の持ち家を一時的に、虐待により家がなくなった方(特段の理由があった)にお貸して、住んでいただいた。

B 地域ネットワーク活動

(1) 関係機関会議への出席

① 地域自立支援協議会精神障害者部会への参加

→ 自立支援協議会精神障害者部会の定例会に参加

(全12回:毎週第2水曜日の午後開催)

→ 自立支援協議会精神障害者部会 長会議

* 20年度はコロナ感染症拡大防止の観点から、書面による開催

→ 地域連携勉強会

* 20年度はコロナ感染症拡大防止の観点から開催中止

→ 理解促進・啓発サブワーキング(フェスタ実行委員)への参加

(全7回:毎月第3火曜日の午前に開催 * 4月、5月、11月、1月、2月は中止)

* 20年度はコロナ感染症拡大防止の観点から、市民向けイベントの開催は中止

→ 地域移行定着Bサブワーキングへの参加

全4回 開催日時:6/25、8/27、10/22、12/3

(2) ボランティア関係の会議への出席および参画

① ボランティア連絡協議会

寝屋川ボランティアセンターの登録グループの連絡協議会へ登録。

(3) 精神障害者支援機関のネットワークへの参画

① 精神障害者地域交流事業「Club E&T」への協力

大阪府の補助金事業であった「精神障害者地域交流事業」が平成24年度をもって各団体へ出されていた補助金がなくなったため、25年度より寝屋川市独自の精神障害者地域交流事業として「Club E&T」(旧ひなたぼっこの会)を引き続き運営。事務局も引き続き担当し、協力、各交流事業へ参加している。月に1回定例で運営委員会も行われている。「地域交流」をキーワードに、市民啓発を含めた市民交流行事と、当事者間の交流を目的とした小規模サロンの2本柱で事業を展開している。

● Club E&T運営委員会

参加機関:みつわ会、三家クリニック、ねや川サナトリウム、たすけあいの会

運営委員会開催数:11回 (*5月開催中止)

参加数:44名 *内当事者0人 *実習生0名

<ClubE&T主催 イベント>

・「特別企画!! 寝屋川ハート・アートWEB展」

特設サイトでの作品展示と、Youtubeをつかった、動画によるハート・アート展の紹介と、オリジナル音楽と合わせたスライドショー



による、作品展示。

Youtube再生回数 312回(2021年4月1日時点)

●ふれあいの会（当事者が中心にイベントなどを企画するグループ）

*20年度はコロナ感染症拡大防止の観点から開催中止

C ボランティア活動支援事業

ボランティア・サロンの開催

ケース検討会が休止したこともあり、またボランティア同士の交流の機会が減っていることから、ボランティアの活動報告と交流を目的に新しく開始した。

4月、6月、8月、10月、12月、2月は、つなぐの発送作業を毎回2日間行った。

D 当事者団体支援活動

▼寝屋川難病連絡会

96年度の5月12日に、市内の難病団体および難病者のための寝屋川難病連絡会の発足総会が行われた。また月1回の運営委員会が行われている。当会はその事務局として、連絡調整、広報、会場・備品の提供などを行っている。

寝屋川難病連絡会の2020年度の総会は会場の都合により行われず。

★寝屋川市障害者計画等推進委員会への当事者委員としての参加

障害者基本法に位置付けられた寝屋川市障害者長期計画の策定協議会に推薦、参画した。

★障害者総合支援法にかかる障害支援区分審査会への審査員としての派遣

【3】教育・啓発活動

A. インプロ・パーク

インプロとは英語のインプロヴィゼーション＝「即興」の略。元々は俳優のトレーニングとして開発された即興劇のプログラムで、わが国でも90年代以降、学校教育、企業研修などいろいろな分野でコミュニケーションワークショップとして応用されている。

東京からファシリテーターの鈴木聡之さんをお呼びし、「すだち」を拠点におこなう。

2020年度はコロナ禍で開催できず

B. ワークショップ等の開催

2020年度は実施せず

【4】コミュニティ・メディアにかかる活動

A. カフェ放送「てれれ」の上映会の開催

大阪市にある映像発信「てれれ」という団体が展開している取り組み。様々な視点で作られた、いろんなテーマの10分以内の映像作品を1時間のプログラムにして、カフェなどで隔月定期上映されている。その「てれれ」のプログラムを、スタッフやボランティアさんとともに一般にも広く呼びかけ行ってきた。映像を観ることはもちろん、そのあとはお茶を飲みながら映像の感想などを話す時間も大切にしている。

※2013年12月で、カフェ放送「てれれ」の活動が休止となるが、たすけあいの会で映像

を見て語り合う取り組みは引き続き継続している
2020年度はコロナ禍で開催できず

B. 映像あそびのワークショップ「何とる(撮る)?ナニみる?」開催

上記の「てれれ」に参加して下さっている方々から「自分たちも映像を撮ってみたい！作ってみたい！」という声をいただきスタートしたプログラム。

2020年度は開催せず

【5】国際的な草の根の交流を行う事業

2020年度は実施せず。

【6】リサイクルバザー事業・古本募金「ハピぼん」

今年度開催せず 2018年12月に開催された寝屋川市障害児者を守る親の会のバザーに物品の販売を委託し、台風21号の被災支援ということで売り上げの一部を寄付いただいた。

古本募金 ハピぼんに登録を開始した。

<https://hapibon.com/neyagawatasukeai>

2. 組織と運営

【1】会員

(1)会員数＝会費納入者

2021年3月末現在

	個人会員	団体会員
19年度の会員	133名	12名
会員数	130名	9名
総会員数	139名	

→2019年度会費納入者数

→2020年会費納入者数

(2)会員へのサービス

- 1)会誌「つなぐ」の送付 6回
- 2)ボランティア保険への加入(一部会員のみ、会費より)

【2】組織活動(敬称略)

(1)定期総会

コロナ禍で中止。書面による意見をいただく

(2)運営委員会 毎月第1月曜日 14:00～16:00

運営委員:別所訓子、西尾美津子、森川加代、村井謙太、守本友美、

(3)理事会

1. 日時:2020年4月5日(月)15:30～16:30 森川・村井・富田・後藤・中務理事
議題:①今年度の計画について

② 対馬江大利線 立ち退きについて

2. 日時:2020年11月17日(火)14:00:~15:00 村井・富田・後藤・中務理事
① 大家さんからの立ち退き、取り壊しについての通知についてとその対応について
3. 日時:2021年2月1日(月)15:00:~16:00 森川・村井・富田・後藤・中務理事
① 森川理事長の退任とその後について
4. 日時:2021年3月29日(月)13:00~13:30 村井・富田・後藤・中務・正垣理事
議題:① 定款の変更について
② 役員について
③ 対馬江大利線 拡幅工事の立ち退きについての協議状況と今後の対応

(4) 理事総会(社員総会)

5月16日(金) 外部理事、監事とスタッフ15人にて、法人の社員総会の位置づけで開催。オンライン(zoom)開催

理 事:森川・村井・富田・後藤・中務・守本
外部理事:石井、室田、外部監事:玉木

臨時理事総会(社員総会)

2021年3月29日(月) 13:30~14:00開催。
議案:融資の申し込みについて

理 事:村井・富田・後藤・中務・正垣 書面による参加1名

(5) スタッフ研修会

1. 「松浦宏樹、語る。」

日 時:2020年9月4日 講師:松浦宏樹さん

参加数:14名

場 所:寝屋川市民たすけあいの会 ぼちぼちはうす

内 容:松浦さんが福祉の仕事に就こうと思われたきっかけや原点、今までの出会いの中で刺激を受けた人とのエピソード、仕事に対する想いなど、これまでの人生で経験されてきたことをメインにお話いただく。たすけあいの会で活動してきたこれまでの自分はどうだったかを改めて考え、新たな発見や気づきを得る。

(6) 就職フェアへの参加

福祉KtoYの開催している『WelCaMe Match~スカウト型医療福祉就活イベント~』に参画している

(7) 常勤職員

2020年度の常勤職員。

村井謙太、富田昌吾、中務飛鳥、山野仁美、藤本祥平、大村静香、山田久美子、

林原(大島)亜弓、中田(野畑)大幸、原岡由維、中村真人、平野夕貴、福井友啓、上山克彦、松本桃子、正垣啓い子(1月より)、藤本詩織(産休)、泉真里恵(出向)。

【3】広報活動・寄付を求める活動

(1)会誌「つなぐ」の発行 6回

* B5版、手書き、12ページ~16ページ 650部(隔月刊)

★身体障害者刊行物協会の出版として第3種郵便物として発行

(2)ホームページの公開

<http://neyagawatasukeai.org>

非営利事業への支援を行っている(株)リタワークスと契約。自社サイトでファンドレイズも可能な「コングラント」システムも契約。会費や寄付のクレジット決済もできるようになる。Twitter、Facebook、instagram

(3)イオンの行っているイエローレシートキャンペーンイオン四條畷店に参加した。

コロナ禍にて店頭活動は実施できず

(31,800円)

【4】その他の活動

(1)大学への講師派遣

(2)協働事業

1. NPO 法人 み・らいず2 との協働事業

「ソーシャルワークアカデミーの開催」

2. NPO 法人 アクティブセンターうだ との協働事業

3. NPO法人 そら へのコンサルティング事業

寝屋川市民たすけあいの会

2021年度事業計画案

〈寝屋川市民たすけあいの会の目的〉

本会は、「寝屋川ボランティア・ビューロー」（たすけあいホーム）を拠点とし、市民による地域活動を通じて、一人一人の人間が尊重され、差別のない社会づくりをすすめるため、●人と人との交流の場づくり ●たすけあいのネットワークづくり ●市民による福祉のまちづくり をめざすことを目的とする。

本年度事業計画の概要

〈全体的概要〉

会の存続と事業の継続をめざして。

会発足から43年。ずっと拠点にしてきた長栄寺町5-1の場での事業活動の継続に向けて。建物賃借から土地賃借に変更し、建物を建てることに。

1. 組織運営の方法の見直し

法人代表の交代とともに、合議体的な組織への変更と世代交代にむけての検討に入る。（2020～2021年）ガバナンスの大幅な見直しを行う。

3. 長栄寺町5-1での今後の事業の見直しについて

建物賃借から土地賃借に変更し、建物を建てることに。何を残し、何をやめるかという検討を行う。新型コロナウイルス時代に対応して、これまでの計画を再度洗い直す。

4. 福祉事業の今後の展開

長栄寺町5-1での事業展開と関係し、特に平成30年度改正の影響から事業の見直しを行う。

5. つながりとネットワークづくりと協働事業

高齢化と貧困化が著しく進む寝屋川市の中で、地域内のネットワークづくりとともに、思い切った地域外とのネットワークづくりをつくっていかないければならない。そうしないと地域内のリソースはますます乏しくなっていく。新型コロナウイルス時代になりオンラインという新しい方法が提案され、社会に浸透しつつある。思い切った展開を考えていく。

〈具体的な事業〉

★年度当初にあがっている計画。今年度については、コロナの影響と大きな事業展開が行われるので、大きな方針のみここに示す

1. 事業活動

【1】地域活動／高齢者・障害者・子どもの生活を支援する事業

A ボランティア活動

(1) 交流活動・サロン活動・つどい活動

検討

(2) 福祉施設などへの訪問ボランティア活動

① 特別養護老人ホーム寝屋川十字の園(月1回)

② 神経系難病者交流会「ひまわり会」への参加

(3) 子ども若者の支援活動

(4) 社会的ひきこもり社会参加支援

① サロン活動 毎月1回程度。

② ひきこもり者支援サポート事業

B 障害者総合支援法に基づく事業

(1) 社会参加活動センター「ぼちぼちはうす」

① 「ぼちぼちはうす」

② 「ゆと・りろ」(精神障害者ユニット)

③ 「つながりクラブ」

④ 「パラデロ」(高次脳機能障害者支援ユニット)

⑤ 日中一時支援事業「ラルゴ」

(2) ヘルパーステーション「ほっと」

① 重度訪問介護

② 行動援護(知的、精神)

③ 重度障害者等包括支援事業

④ 移動支援事業(身体、知的、精神、障害児)

C 移送サービス事業

関西STSへ参加

[2]コーディネート事業・相談活動・ボランティア支援・当事者支援活動

A 障害者総合支援法に基づく相談活動

(1) 基幹相談支援センター機能強化事業の委託運営

(2) 障害者総合支援法にかかる障害支援区分審査会への審査員としての派遣

(3) サービス利用計画策定事業

(4) 自立支援協議会の運営への参画

(5) 障害者虐待防止センター事業の一部受託

B 地域ネットワーク活動

(1) 関係機関会議への出席

地域自立支援協議会

地域関係の会議への参加

(2) ボランティア関係の会議への出席および参加 検討

(3) 精神障害者支援機関のネットワークへの参画

精神障害者地域交流事業「ClubE&T」への協力(事務局)

C ボランティア活動支援事業

- ① ボランティア・サロンの開催(月1回程度)検討

D 当事者団体支援活動

- ▼寝屋川難病連絡会

【3】教育・啓発活動

- A. ワークショップ等の開催、オンラインでの講座などの開催
- B. スタッフ研修会の開催

【4】コミュニティ・メディアにかかる活動

【5】国際的な草の根の交流を行う事業

【6】リサイクルバザー事業

- 検討

2. 組織と運営

【1】会員

- (1)会員の拡大をめざす

【2】組織活動

- (1)定期総会
- (2)理事会
- (3)各セクションのミーティングの開催

【3】広報活動・寄付を求める活動

- (1)会誌「つなぐ」の発行 6回
- (2)ホームページの改定 公開 BLOG twitter、facebook、インスタグラムの運営
- (3)イオンの行っているイエローレシートキャンペーンに参加
- (4)クラウドファンディング

【4】連携事業

地域内外の事業所などとの連携

- (1)スイミーの会、一般社団法人 MUGEN(みつわ会、三家クリニックとの連携)による協働事業の推進(精神障害者支援分野、研修見学の協働の受け入れ、こども支援)
- (2)NPO法人みらいず2などとの連携による研修
- (3)NPO法人 アクティブセンターうだ との協働事業
- (4)NPO法人 そら へのコンサルティング事業

寝屋川市民たすけあいの会 会則

第一条『目的』

本会は、【寝屋川ボランティア・ビューロー】を拠点とし、市民による地域活動を通して、一人一人の人間が尊重され、差別のない社会づくりを目的とする。

第二条『事業』

本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業活動を行う。

①	地 域 活 動	高齢者・障害者・児童のための在宅サービス活動など。
②	需給調整活動	ニード（要望）の需給と供給を調整する活動。
③	相談・援助活動	市民、及びボランティアに対する相談・援助活動。
④	教育・啓発活動	ボランティアへの教育、福祉への啓発活動。
⑤	広 報 活 動	ボランティア活動の普及向上のための広報活動。
⑥	調査・連絡活動	事業活動に必要な調査・連絡活動。

第三条『名称』

この団体は、【寝屋川市民たすけあいの会】という。

第四条『事務所』

この団体の事務所を、寝屋川市長栄寺町 5 番 1 号に置く。

第五条『会員』

I 本会の目的・趣旨に賛同した者は、会員になることができる。

II 本会の会員は、次の二種とする。

①個人会員・・・本会活動に参加、または財源的に賛助を行う個人。

②団体会員・・・本会維持のための財源的賛助を行う団体。

第六条『入会』

本会に入会を希望する者は、本会についてのオリエンテーション（入会説明）を受け、本会の趣旨、活動概要、組織をよく理解した上で、所定の入会申込み書を提出しなければならない。

第七条『会費』

会員は、総会において、定められた会費を納めなければならない。

第八条『退会』

会員は、その旨を届け出て退会することが出来る。

又、届け出がなくても、次の事柄に該当する時は、退会した者と見なす。

①死亡、又はこれに類する事実の生じたとき。

① 会費を一年間納入しないとき。

第九条『除名』

会員に本会の名誉を毀損し、又はこの会則に反するような行為のあったときは、運営委員の議を経た後、除名することが出来る。

第十条『総会』

- I 本会は、その最高決議機関として総会を持つ。総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。定期総会は、毎年五月に開催する。総会では、各年度の事業報告、事業計画の承認、及び運営委員の改選の他、規約改正、財産処分、その他重要案件についての決定を行う。
- II 総会は、会長が招集し、議長は会員の互選により定める。
- III 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

第十一条『運営委員会』

- I 本会は、総会の決定した事業を円滑に実施する為、運営委員会を置く。
- II 運営委員会は、事業運営の種々の事項についての企画・処理・調整を行う。運営委員会は、会員により選ばれた者数名、事務局（長）、コンサルタント、で構成され、毎月一回開催される。
- III 運営委員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

第十二条『役員』

本会は次の役員をおく

代 表 一名 副代表 二名

必要なときに、総会の決議を得て、副代表の人数の加減を行うことができる。

第十三条『事務局』

本会の業務実施機関として、事務局を置く。

第十四条『政治・宗教』

本会は、政治、及び宗教的心情の中位を守留。従って会員は、本会活動に携わる限りにおいて、特定の政党、及び宗教的立場に立つ活動を行ってはならない。

第十五条『守秘義務』

会員は、本会活動をする上で知り得た個人の秘密、情報を口外してはならない。

第十六条『事業年度』

本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条『会則の変更』

この会則を、変更しようとするときは、運営委員会の同意を得た後、総会にはかり、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第十八条『運営細則』

本会の事業を実施する上で、必要な運営細則を別途設けることが出来る。

以 上

特定非営利活動法人寝屋川市民たすけあいの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 寝屋川市民たすけあいの会と称する
(事務所)

第2条 この法人は、事務所を寝屋川市長栄寺町5番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民による地域活動を通して、一人一人の人間が尊重され、差別のない社会づくりを目的とする。具体的には高齢者・障害者・子どもを抱える家庭など日常生活で困難を抱える市民に対して、訪問や通所サービス、相談、居住支援、ボランティア活動、交流活動などを行うことによって地域福祉の増進を図る。また、教育活動・情報にかかる活動・子育て支援活動・文化・芸術の振興・環境保全の活動などを性差や異文化の壁をこえて行い、より活力のある豊かで平和な安心のできる生活の実現を目指し、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

(1) 高齢者・障害者・子どもの生活を支援する事業

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

- ③介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ④介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑤介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- ⑥福祉有償運送および移送ボランティア事業
- ⑦その他、高齢者・障害者・子どもの生活を支援する事業
- (2) 高齢者・障害者・子どもの生活に関する相談事業
 - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
 - ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
 - ③介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ④児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - ⑤その他、高齢者・障害者・子どもの生活に関する相談事業
- (3) 高齢者・障害者・子どもの生活に関する教育・啓発事業
 - ①ホームヘルパー講習
 - ②その他、高齢者・障害者・子どもの生活に関する教育・啓発事業
- (4) コミュニティ・メディアにかかわる事業
- (5) 国際的な草の根の交流を行う事業
- (6) 環境保全や農にかかわる事業
- (7) リサイクルバザー事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、本法人の目的に賛同し、第5条に定める事業に協力できるものでなければならない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を一年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において今後も支払い意思がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会の意を記載した書面を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は総会もしくは理事会の定める規則に違反したとき。
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。
- 3 必要なときに総会の議決を経て、常務理事を2人以上置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において運営会員の中から選任する。

- 2 理事長、常務理事は理事の互選とする
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することはできない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。また、理事

会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
- (5) 第1号及び第2号について、理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第17条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した運営会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、運営会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会費の額
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条に同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他理事会から付議された事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 運営会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 1 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通

知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、全役員の同意があるときはこの手続きを経ずに開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が予め指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるときを除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印をしなければならない

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理等)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3か月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において運営会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、運営会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 この法人の解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散の総会で定めるものに譲渡する。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公 告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の電子公告(法人のホームページ)においてこれを行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長もしくは職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第 14 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、次の通りとする。

理事長	森川 加代
常務理事	村井 謙太
理事	中尾 京子
監事	田中哲次郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

当法人の現行定款である
〒572-0061
寝屋川市長栄寺町 5 - 1
特定非営利活動法人
寝屋川市民たすけあいの会
理事長 森川 加代

◇◇◇寝屋川市民たすけあいの会のあゆみ◇◇◇

年 月	概要・できごと
1976年 1月 (昭和51年)	★寝屋川市内の重度心身障害児家庭を対象として、家庭訪問、家事援助、お母さんの話し相手、通園や通院の付添いなどの地域ボランティア活動がはじめられる。
1977年 2月 (昭和52年)	★これまで個々に活動していたボランティアが集まって「寝屋川地域ボランティアグループ」が発足、毎月例会をもち、活動の検討や学習を行うことになる。この時から地域の障害児・老人を対象としたボランティア活動が組織的に進められることになる。
9月	★グループの名称を「寝屋川地域ケアをすすめる会」と改める。運営委員会が発足。
11月	★「老人と障害児のためのボランティアセミナー」開講
1978年 3月 (昭和53年)	★会の名称を「寝屋川市民たすけあいの会」と改める
5月	★寝屋川市民たすけあいの会第1回総会を開く ★事務所「たすけあいホーム」を開設
6月	★「第1期仲間づくり講座」開講 ★「びっくりおもちゃ箱」の活動始まる(昭和55年で一時中断)
9月	★会誌 つなぐ創刊(平成7年4、5月号で100号) ★「エルダーサロンねやがわ」の活動が始まる。
10月	★「第1期ボランティア実践講座」開講
12月	★親の会の行事援助活動始まる(クリスマス会など)
1979年 4月 (昭和54年)	★特別養護老人ホーム寝屋川十字の園への訪問活動始まる
6月	★講演会開催～主婦の自立を考える～
7月	★老人ケア講座開催
9月	★近畿ボランティア集會に発着参加
11月	★講演会開催～老人の自立を考える～
1980年 3月 (昭和55年)	★バサー開催 市立児童會館にて
4月	★実習生第1号受け入れ(以後ひきつづき受け入れ)
7月	★NHK歳末たすけあい義援金受ける
11月	★講演会～寝たきり老人にならない・させないために～
1981年 2月 (昭和56年)	★大阪ボランティア協會主催 ボランティア研究集會に発題
10月	★大阪府福祉基金助成交付
11月	★講演会開催～ボケない方法教えます～
1982年 3月 (昭和57年)	★「ねやがわ版・地域福祉ハンドブック」発行 ★朝日ボランティア奨励金を受取る
6月	★寝屋川市主催・ボランティアスクール「考えてみようコース」に

	企画・運営参加
9月	★同上「やってみようコース」に企画・運営参加
10月	★日本社会福祉学会 第30回大会にて発表(仏教大学)
1983年 5月 (昭和58年)	★5周年記念誌「たすけあい」の発行
12月	★5周年記念パーティの開催
1984年 6月 (昭和59年)	★「在宅ボランティアのためのケア講座」第1期開催
8月	★長期ビジョンを考える会開催
9月	★英会話教室の開講
10月	★在宅寝たきり老人・難病患者交流会の開催(枚方パーク菊人形見物)
11月	★講演会開催「病気は自分で治す」～体操法人門～ ★びっくりおもちゃ箱の再開
1985年 4月 (昭和60年)	★いけ花教室の開講
7月	★長期ビジョンを考える会開催
10月	★「在宅ボランティアのためのケア講座」第3期開催
1986年 3月 (昭和61年)	★「どうなる老後のくらしシンポジウム」の開催
4月	★書道教室の開催
11月	★健康相談室の開催
1987年 7月 (昭和62年)	★10周年の記録着手
1988年 4月 (昭和63年)	★10周年の記録完成
9月	★10周年記念パーティの開催
1989年 9月 (平成元年)	★たすけあいからのネットワークング 初版発行
11月	★産経市民の福祉賞受賞
1990年 3月 (平成2年)	★地域福祉ハンドブック完成
10月	★かわち市民塾講座開催
1991年 9月 (平成3年)	★たすけあいからのネットワークング 2刷発行
10月	★大阪福祉基金助成金交付
1992年10月 (平成4年)	★講演会「子育てのお母さんへ」開催
11月	★カンガルー倶楽部結成
1993年 3月 (平成5年)	★大阪府福祉基金助成金交付
5月	★15周年の記念講演会

1994年 3月 (平成6年)	7月 ★講演会「ボランティアことはじめ」クローバーメイト発足 ★ケアハウス ロイヤルライフ・カミダ訪問活動始まる
10月	★第3回全国ボランティア・フェスティバルにおいて厚生大臣表彰を受賞
1995年 3月 (平成7年)	★主婦の友ボランティア助成金交付
4月	★阪神・淡路大震災チャリティフェスティバル「寝屋川から吹く新しい風」
1996年 4月 (平成8年)	★めぐみデイサービスセンターの活動開始
5月	★寝屋川難病連絡会設立 ★寝屋川育児ネットワーク発足
10月	★ケアハウス池田訪問開始
1997年 2月 (平成9年)	★ボランティア・パワーアップセミナー開催
4月	★地球交響曲第1番上映 ★たすけあいからのネットワーク 3刷発行
5月	★老人保健施設松柏苑訪問開始
6月	★リフト付軽ワゴンの譲渡をうける
11月	★第1回エコフェスタ・フリーマーケットの事務局を担当
1998年 2月 (平成10年)	★第2回ボランティア・パワーアップセミナー開催
5月	★地球交響曲第2番上映
11月	★第2回エコフェスタ・フリーマーケットの事務局を担当
～	★精神保健福祉ボランティア講座 もちつき大会とシンポジウムなど開催(4回シリーズ)
1999年 4月 (平成11年)	★第47回大阪府植樹祭・フリーマーケット事務局を担当
7月	★20周年記念講演会 & シンポジウム
2000年 4月 (平成12年)	★介護保険・訪問介護事業開始
8月	★ガイドヘルパーステーション「HOT！」開設
10月	★ぼちぼちはうす開設
2001年 2月 (平成13年)	★車いす対応乗用車を日本財団より寄贈される
4月	★社会福祉医療事業団「高齢者・障害者福祉基金助成金地方分助成」
7月	★特定非営利活動法人 寝屋川市民たすけあいの会地域ケアセンター認証される
2002年 4月 (平成14年)	★市町村障害者生活支援事業の委託を受ける ★精神障害者居宅介護等事業開始
2003年 2月	★車いす対応のハイエース(10人乗り)を読売テレビ「24時間愛は地球を救う」

(平成15年)

4月

より寄贈される

- ★身体障害、知的障害、障害児居宅介護事業開始
- ★ぼちぼちはうす、基準該当事業所身体障害者デイサービスセンターとして指定

2005年 2月

(平成17年)

3月

4月

10月

- ★社会福祉医療事業団「高齢者・障害者福祉基金助成金地方分助成」
- ★べてるの家講演会
- ★映画「朋の時間」上映会(太陽生命ひまわり厚生財団助成事業)

★障害者生活支援センターパワーアップ事業の委託をうける

★精神保健福祉ボランティア講座開催(全4回)

★毎日放送 映像06「ぼちぼちはうす～障害者自立支援法の波紋」放映

2006年 3月

(平成18年)

4月

5月

7月

10月

★「ぼちぼちはうす」障害者デイサービスになる

★厚生労働省より「ぼちぼちはうす」を視察

★寝屋川市公益活動支援公募補助金により「食事王」プログラムスタート

★福祉医療機構「高齢者・障害者福祉基金助成金地方分助成」により、「だ・が・し・や」OPEN

★障害者自立支援法の行動援護、重度障害者等包括支援事業、相談支援、の指定をうける。移動支援の委託をうける。ぼちぼちはうすは経過的デイサービスに

★「そる・で・どみんご(そるどみ)」開始

12月

★寝屋川市社会福祉協議会「ふくし発見プラン」助成金により、かわち市民塾連続講座開催

★ぼちぼちはうす、地域活動支援センターⅡ型の委託を受ける

2007年 4月

(平成19年)

12月

★大阪府の委託事業である「社会的ひきこもり社会参加グループモデル事業」本格実施。

★寝屋川市より相談支援機能強化事業の委託をうける

★寝屋川市社会福祉協議会「ふくし発見プラン」助成金により、子どもの遊びボランティア講座開催

★日本地域福祉学会 第5回優秀実践賞受賞する

★30周年記念講演会&シンポジウム開催

★介護保険・訪問介護事業所廃止

2008年 3月

(平成20年)

6月

8月

★大阪府の委託事業である「社会的ひきこもり社会参加グループモデル事業」終了。

★カフェ放送「てれれ」サロン開始

★インプロパーク in すだち 第1回開催

★日本地域福祉学会 第5回優秀実践賞受賞する

★30周年記念講演会&シンポジウム開催

★介護保険・訪問介護事業所廃止

- 2009年 4月
(平成21年)
6月
- ★損保ジャパンの助成金により、「ゆと・りろ」専用拠点を改修、開設。
★日本フィランソロピー協会ならびに株式会社ファンケル様よりの寄付にて、ぼちぼちはうすのエアコン取り替え
- 2010年 2月
(平成22年)
4月
9月
10月
- ★日本財団より車両寄贈(ダイハツ・ハイゼット)
ホンダアクティ・海外寄贈へ
★社会福祉振興助成事業「障害のある方の暮らしを支える」
★日本郵政の年賀状助成金により、ぼちぼちはうすの改装とアテリアの増改築を行う
★大阪府地域福祉基金をうけ、若年(性)認知症についての啓発活動
- 2011年 12月
(平成23年)
- ★共同募金より助成。日産NW200を購入。
★くらし支援事業 本格開始。
- 2012年 5月
(平成24年)
- ★日産労連様より 日産キューブ寄贈。
- 2013年 9月
(平成25年)
- ★統合失調症がやってきた～松本ハウスがやってくる～
- 2015年 3月
(平成27年)
9月
- ★日本財団より車両寄贈(ダイハツ・ハイゼット)
★「ソーシャルワーカーセンスとは～貧困問題に対するソーシャルワークの可能性～」講演会開催：講師藤田孝典さん(NPO法人ほっとプラス代表理事)
- 2016年 4月
(平成28年)
- ★ひきこもり(つなぎ)相談：関係機関職員向けの電話、メールによる相談を開始
- 2016年 7月
(平成28年)
- ★共同募金より助成。マツダ フレアを購入。
- 2018年 4月
(平成29年)
9月
- ★WAM助成金「クライシスハウスの可能性を考える事業」
三家クリニック&社会福祉法人みつわ会との協働事業
9月4日 台風21号にて被災 建物が半壊
- 2021年 2月
(令和3年)
- ★「たすけあいホーム」の建物が取り壊される
★「ぼちぼちはうす」の建物が取り壊される

あなたも参加してください

寝屋川市民たすけあいの会は、「人間が人間らしく暮らすことのできる福祉のまち」づくりを旨とする地域ボランティア活動のセンターです。

直接ボランティアとして、また、資金の援助として、当事者として、あなたもたすけあいの会の活動に参加してください。

ご協力下さる場合は、



「たすけあいの会」の主旨に賛同して下さる方。

★ 個人会員・・・〈年会費〉 3 0 0 0 円

★ 団体会員・・・〈年会費〉 4 0 0 0 円



◇会員には年6回会報「つなぐ」をお届けしています。

◎寄付くださる方は、

寝屋川市民たすけあいの会
郵便振替00970-0-24220

にお振り込み下さい。

またはホームページから会費、および寄付をクリックして銀行振込またはクレジットカードからお願いします

【編集】特定非営利活動法人

寝屋川市民たすけあいの会

〒572-0061 寝屋川市長栄寺町5-1

TEL: 072-826-4655 (代表)

FAX: 072-838-8032

E-mail: nc4@nifty.com

<http://neagawatasukeai.org>